

## 申告相談日程表

月 日	対 象 地 区
2月	18日(水) 天開、三城目、陣ヶ岡
	19日(木) 谷中、奉行塚、本城館、中沖、東川原、中丸
	20日(金) 沢尻、白山、牡丹平、花の里、寺の前、丸の内、諏訪の前、前田、上宮崎、下宮崎
	23日(月) 東堤、貝の久保、神の内、堤、神田地区、明新地区、中野目地区
	24日(火) 根宿、寺内地区、平鉢
	25日(水) 中畑南、大久保、中畑
	26日(木) 弥栄、東長峰、西長峰、鍋内、文京町
3月	27日(金) 松房、五本松、諏訪清水、上敷面、松倉、住吉、上の前、前久保
	2日(月) 花咲、大町、南町、中町、子八清水、田内、東の内、本郷町、境町、馬場
	3日(火)
	4日(水) 大池、北町、舘沢、滝八幡、善郷内、本町
	5日(木)
	6日(金) 赤沢、井戸尻、川原、大和内、北浦、堰の上、田町、新町
	9日(月)
	10日(火)
	11日(水)
12日(木) 曙町、小松、一本木、東郷、八幡町	
13日(金)	
16日(月)	

申告相談



**受付時間** 午前の部：午前9時～午前11時30分  
午後の部：午後1時～午後4時

**会 場** 矢吹町役場 2階 大会議室

●上記の日程でご都合のつかない方は、対象地区以外の日でも受付することができますが、混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しいただくようお願いします。

●事業所得（農業、営業など）や不動産所得、医療費控除の申告をする方へ

事業所得や不動産所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成の上、持参してください。作成していない場合、申告会場の記載コーナーで作成してから受付になるため、受付の順番が遅くなる場合があります。

申告相談会場は大変混み合いますので、スムーズな申告相談受付ができるよう、申告者の皆様にはあらかじめ書類を作成いただくなど、ご協力くださいますようお願いいたします。



### 確定申告時の障害者控除（要介護認定者分）について

介護保険要介護認定者等の方（確定申告をされる本人または扶養控除の対象者）は、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、所得税・住民税の障害者控除を受けることができます。

認定書の交付を希望される方は、保健福祉課へ申請してください。

なお、「身体障害者手帳」をお持ちの方は、申告時に手帳を提示することで控除対象となりますので、この認定書は必要ありません。

☎（申請先） 保健福祉課 福祉介護係 ☎（44）2300

# 2月18日(水)から始まります！ 所得税 住民税 申告相談

町では2月18日(水)から3月16日(月)まで、所得税・住民税の申告相談を行います。

この申告相談は、平成26年分（1月～12月）の所得を申告していただくもので、平成27年度の町県民税、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の課税の基礎となります。

※なお、白河税務署では、2月2日(月)から3月16日(月)まで申告相談を行います。

## 申告相談日程

「申告相談日程表」のとおり、受付時間は午前9時から11時30分までと午後1時から4時までとなっております。

## 町から案内が届いた方

申告相談日程表を参照し、「対象地区指定日」においてください。（時間の指定はありません。）

## 税務署から案内が届いている方

「白河市産業プラザ人材育成センター」（白河税務署隣）で申告してください。詳しくは6ページ「白河税務署からのお知らせ」をご覧ください。

ただし、青色申告者以外の方は、従前とおり矢吹町役場で申告相談をすることができますので、申告相談日程表を参照し、「対象地区指定日」においてください。

## 申告が必要な方

平成27年1月1日現在で矢吹町に住所があった次のような方

●事業（営業・農業）所得や不動産所得がある方

●2か所以上から給与を受けている、または給与のほかに収入がある方

●年末調整を受けていない（年の途中で退職した等）方

●無収入で、家族の扶養親族になっていない方

※申告が必要と思われる方には事前に案内書を送付しますが、案内書が送付されない方でも所得がある場合はご相談ください。

## 申告時に持参する書類

### 収入に関するもの

①事業（営業・農業）・・・帳簿、収入の分かる明細書など、事業に要した経費の分かる書類、領収書など

②給与、公的年金・・・源泉徴収票（原本）

### 控除に関するもの

①各種保険料控除・・・控除証明書（生命保険料、地震保険料、個人年金保険料、国民年金保険料等に関するもの）

※証明書等の提示が義務付けられています。

②障害者控除・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

③医療費控除・・・領収書（保険等の給付を受けた場合は金額の分かる書類）

④住宅取得控除・・・契約書の写し、住民票の写し、借入金の年末残高証明書、登記簿謄本等

## その他必要なもの

印鑑、申告者本人の口座番号が分かるもの（所得税が還付になる方）

申告にあたり、書類が不備な場合は相談受付できませんので、事前にご確認ください。

また、収支計算書等は、必ず事前に記帳、計算したものを持参願います。

## 雑損失の繰越控除の申告について

東日本大震災に伴う「雑損失の繰越控除」の適用を受けた方のうち、平成25年分の所得金額から引ききれなかった繰越金額がある方は、平成26年分所得税確定申告で引き続き「雑損失の繰越控除」を適用することができます。町で確定申告する方で、繰越控除の適用がある場合は、損失申告用申告書（第四表）等の繰越金額が分かる書類を必ずご持参ください。

## 便利な申告

・確定申告書は郵送することができます。

・国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）より電子申告ができます。

※詳しくは、税務署までお問い合わせください。

## 問合せ先

①白河税務署 ☎（22）7111  
②税務課町税係 ☎（42）2113